

**第1号訪問事業(訪問型サービス)重要事項説明書**  
《令和7年4月1日現在》

**1. 事業者の概要**

事業所の名称	有限会社 防府ケア・サービス
主たる事務所の所在地	防府市緑町2丁目4番28号
介護保険事業所番号	3570600126
代表者の氏名	牧野 辰彦
電話番号	(0835) 22-2021

**2. 事業の目的と営業の方針**

事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防訪問介護を提供すること。
営業の方針	利用者の心身に特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保険医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

**3. ご利用事業所の職員体制**

職種	員数	勤務の体制
介護福祉士	17名	常勤6名 非常勤11名 標準的な時間帯 9:00~17:00
介護職員実務者研修	6名	常勤4名 非常勤2名 標準的な時間帯 9:00~17:00
ホームヘルパー養成研修1・2級課程を修了した者	24名	常勤2名 非常勤22名 標準的な時間帯 9:00~17:00

**4. 営業時間**

営業日	日曜日から土曜日 (終日稼動)
営業時間	9:00 ~ 17:00

**5. サービスの概要**

調	理	掃	除	薬の受取	その他
---	---	---	---	------	-----

## 6. 利用料

### (1) 第1号訪問事業(訪問型独自サービス)

サービス種類	基本料金	自己負担額			
		1割の方	2割の方	3割の方	
(I) 事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされる場合(1月につき)	1,176 単位 ／月	1,176 円 ／月	2,352 円 ／月	3,528 円 ／月	
(II) 事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型独自サービスが必要とされる場合(1月につき)	2,349 単位 ／月	2,349 円 ／月	4,698 円 ／月	7,047 円 ／月	
(III) 要支援2 週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされる場合(1月につき)	3,727 単位 ／月	3,727 円 ／月	7,454 円 ／月	11,181 円 ／月	
加算 減算	初回加算(1月につき)	200 単位／ 月	200 円／ 月	400 円／ 月	600 円／ 月
	同一建物減算	メゾン・ド・ラペゴ入居者様について10%減算			
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス単位数の合計の1000分の224に相当する単位数を加算します。			

### (2) 交通費

10. 通常の実施地域に記載してある地域にお住まいの方は無料です。

ただし、通常の実施地域を越えて行う第1号訪問事業(訪問型サービス)に要した交通費は、交通費実費相当額をお支払頂きます。

## 7. 利用料の支払い

利用者は、サービスの利用内容により介護保険法に定められた利用料をお支払い頂きます。

毎月、10日までに前月分のご請求をさせていただきますので、20日以内にお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込、郵便局振込、郵便局自動引落、集金の中からご選択頂きます。

## 8. 苦情申立て窓口

ご相談窓口	○有限会社 防府ケア・サービス
	ご利用時間 平日 9:00～17:00
	ご利用方法 電話 (0835) 22-2021
	F A X (0835) 28-0166
	担当者 常勤スタッフ
	責任者 牧野 辰彦
○防府市役所 高齢福祉課 (0835) 25-2979	
○山口県国民健康保険団体連合会	
介護サービス苦情相談窓口 (083) 995-1010	

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の家族、主治医又は119番通報致します。  
また、緊急連絡先・事業者に連絡し、手順書に従い対処いたします。

## 10. 通常の事業の実施地域

山口県防府市、山口市

## 11. 事故発生時の対応方法について

- ①第1号訪問事業(訪問型サービス)の提供を行っている時に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③第1号訪問事業(訪問型サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

## 12. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は厳守します。但し、サービス担当者会議等サービスを提供する上で必要な場合は、利用者の個人情報を用いることに同意します。

## 13. 虐待の防止について

- 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため担当者を設置し、次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②虐待防止のための指針を整備します。

③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。  
また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

#### 14. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため下記に示すような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 緊急性・・・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・・・・・身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止することができない場合。
- (3) 一時性・・・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

#### 15. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理や訪問介護員の健康管理を行い、感染症の予防に努めるとともに、次の措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 16. 業務継続計画の策定等

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

